

○議事日程

令和4年11月8日（火曜日）午前 10時 30分 開議

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
 - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
 - (4) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
-
- (1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - (2) 報告第2号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断について

○出席委員（16名）

1番 安田 美雄 君	2番 臼田 正嗣 君	3番 山田 彰 君
4番 井上 正隆 君	5番 野田 卓志 君	6番 伊藤 均 君
9番 山田 タツエ 君	10番 八代 治郎 君	11番 足立 昌人 君
13番 永田 千春 君	14番 西田 耕三 君	15番 西部 徹 君
16番 長尾 始 君	17番 野村 茂 君	18番 日置 香 君
19番 田下 喜代 君		

○欠席委員（3名）

7番 吉田 和子 君	8番 玉田 和久 君	12番 青山 雅紀 君
------------	------------	-------------

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長 山岡 透 君	農業委員会事務局課長補佐 長谷部 香織 君
農業委員会事務局課長補佐 山田 牧広 君	洞戸事務所主任主査 李浩基 君

○農業委員会事務局長（山岡透君）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

7番 吉田 和子委員、8番 玉田 和久委員、12番 青山 雅紀委員の3名ですのでご報告をさせていただきます。それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（野村茂君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、過半数以上の委員さんの出席により、総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。3番 山田彰委員、4番 井上委員のお二人にお願いします。これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長谷部香織君）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めます。

議案は、1ページになります。

1番の案件

位置図は、1・2ページになります。

申請地は、旭ヶ丘ふれあいセンターの東280m程に位置する農振農用地区域内の登記・現況地目田1,094㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、本業が忙しく耕作ができなくなり、農業経営が困難になってきたので、売買の話を申込、営業資金に充てようと考えたと言うもの。

譲受人は、農業経営の拡大、充実を計画していたので、売買の話に応諾したと言うものでございます。

2番の案件

2番・3番の案件につきましては、土地の交換の所有権移転になります。

位置図は、3・4ページになります。

申請地は、JAめぐみの鮎の瀬支店の北45m程に位置する農振農用地区域内の登記・現況地目畑323㎡。申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、譲受人の所有する農地が譲渡人の所有する農地に挟まれていることから、効率的な農作業を行うために、本申請地と、3番の案件の土地を交換したいとの要望を譲受人に申し出たところ、譲受人がその要望に応えたと言うもの。

譲受人は、農地の交換により、所有する農地の面積が増加し、農業経営が安定することから、今回の申請に及んだと言うものでございます。

なお、譲受人所有の農地には無断転用があり、是正する旨の誓約書が提出されております。

3番の案件

位置図は、3・4ページになります。

3番の案件の申請地は、JAめぐみの鮎の瀬支店の南西150m程に位置する農振農用地区域内の登記・現況地目畑217㎡。申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の交換により所有する農地の面積が増加し、農業経営が安定することから、今回の申請に及んだと言うもの。

譲受人は、交換により本申請地と、譲受人が所有する農地とが地続きとなり、効率的な農作業を行えることから、今回の申請に及んだと言うものでございます。

4番の案件

議案は2ページ位置図は、5・6ページになります。

申請地は、東海環状自動車道関広見インターチェンジ料金所の南西650m程に位置する農振農用地区域内の登記・現況地目 田 3筆合計 1,205㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は高齢のため、農地の管理が困難になったので、申請地を売り渡し、生活の資本に充当すると言うもの。

譲受人は、申請地を購入し、農業経営を、拡大し生活の安定を図ると言うものでございます。

5番の案件

位置図は、7・8ページになります。

申請地は、東海環状自動車道関広見インターチェンジ料金所の北西510m程に位置する農振農用地区域外の登記・現況地目 田 1,190㎡。申請の目的は、所有権移転です。

本案件は、公売物件であり、譲受人は農業規模拡大のため、申請地を購入したいと言うものでございます。

6番の案件

位置図は、9・10ページになります。

申請地は、殿村上野地区浄化センターの北西320m程に位置する農振農用地区域外の

登記・現況地目 畑 635㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

こちらの申請地は、空き家付随農地として指定された農地となります。

譲渡人は、実家が空き家になり、譲渡人自身も高齢となり、実家や農地の管理が出来なくなってきた為、空き家バンクに登録をしたと言うもの。

譲受人は、空き家バンクを通じて、空き家付随農地として申請地を取得したいと言うものでございます。なお、譲受人からは自家消費用の野菜を栽培する旨の営農計画書が提出されております。

7番の案件

議案は3ページ位置図は、11・12ページになります。

申請地は、船山集会場の北1670m程に位置する農振農用地区域内の

登記・現況地目 田 3筆 378㎡。

登記・現況地目 畑 5筆 248㎡

農振農用地区域外の登記・現況地目 田 19㎡

登記・現況地目 畑 2筆 38.21㎡ 合計 11筆683.21㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は相続により申請地を取得したが、県外に住んでいる為、管理が出来ず困っていたところ、申請地近くに住む譲受人が申請地の耕作を引き受けてくれた為、贈与すると言うもの。

譲受人は、農地の管理に困っている譲渡人に代わり、自宅近くにある申請地をもらい受け、農業経営の拡大を図ると言うものでございます。

8番の案件

議案は4ページ 位置図は、13・14ページになります。

申請地は、板取保木口集会場の北100m程に位置する農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 12筆 3,150㎡。申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、高齢であり、自身が所有する農地を後継者である譲受人の息子に贈与すると言うもの。

譲受人は、譲渡人である父から贈与の申し出を受け、該当農地を受贈すると言うものでございます。

全ての申請地について、10月14日と17日に現地を確認したところ、農地であることを確認しております。以上、所有権移転に関するもの8件につきまして、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。補足説明をいただく前に、営農状況についてお伺いします。

1番の案件につきまして、安田委員さんお願いいたします。

○1番（安田 美雄君）

はい、買受人でございますが、私の地区外に住んでみえまして、営農の確認をすることができませんでしたので、地区担当の農業委員さんの意見ををお願いします。

○議長（野村茂君）

地区担当の野田委員さんお願いします。

○5番（野田卓志君）

〇〇さんは不動産会社を経営してみえまして、年に数回申請があります。私もうっかりしていましたが、今回の申請について営農状況の確認ができておりません。職業柄営農状況を確認してからほうが良いと考えますので、今回保留にさせていただいて次回までに私のほうで営農状況を確認してその報告をしてから審議をしていただければと思います

○議長（野村茂君）

2番・3番の案件につきまして、足立委員さんお願いいたします。

○11番（足立昌人君）

2番・3番については、〇〇さんと△△さんの交換です。

場所は写真にあります(株)〇〇という敷地の南側にある土地が△△さんが耕作してみえる土地で、N o 2 (配布の地図にある番号)にある地番×××が〇〇さんが営農してみえる土地で、それを交換するという事です。

〇〇さんは、最近小瀬地内でかなりの土地を取得されていまして黒大豆を作ってみえます。

○議長（野村茂君）

7番の案件につきまして、長尾委員さんお願いいたします。

○16番（長尾始君）

地図をみていただきますと、譲受人の方は、譲渡人の方の道反対側の方です。この方はこの集落の田んぼの管理をやってみえますので、任せられると思います。

○議長（野村茂君）

4番・5番の案件につきまして、青山委員さんから問題ありませんとのご意見を頂いております。それでは、1番の案件について皆さんにお諮りしたいと思います。野田委員さんからのご意見ですと、譲受人は不動産会社の方で、営農状況についてはっきりと確認ができなかったということで、今回の審議は保留にして次回そのあたりについて確認して審議をしてはどうかというご意見をいただきました。このことにつきまして皆さん方のご意見をお伺いします。

1番の案件は保留にして次回営農状況を確認した中で審議するという事で行いたいと思いますがこちらに賛同される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（野村茂君）

ありがとうございました。全員の挙手をいただきましたので1番の案件については保留ということにいたします。2番からについてご何か質問などございましたら挙手にて発言をお願いします。

先に皆さんのご意見をお伺いしましたが、1番の案件につきましてもご質問などございましたら挙

手にて発言をお願いします。

(挙手なし)

それでは、質疑も無いようですので、これより採決をいたします。

議案第1号の2番から8番までの7件について、許可することに、異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手のため、議案第1号の7件について許可することとします。

続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長谷部香織君）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めます。議案は、5ページになります。

1番の案件

位置図は、15・16ページになります。

申請地は、市立富岡小学校の西 410mに位置する

登記地目 田 現況地目 宅地 234㎡

農地の区分は、用途地域のため、第3種農地と判断します。

転用目的は、一般個人住宅 庭 です。

申請人は、申請地の東側に居住していますが、申請人の住居敷地には親の住宅も建っていることから、庭として利用できるスペースが不足している為、本申請地を利用したいと言うものです。

10月17日に現地を確認したところ、すでに 庭 として利用されており、始末書が添付されております。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。

現場確認をされた、安田委員さんより、ご意見を頂きたいと思えます。

ご意見や補足説明がありましたらお願いします。

○1番（安田美雄君）

特にありません。

○議長（野村茂君）

他に、ご意見のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

(挙手無し)

○議長（野村茂君）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第2号の1件について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（野村茂君）

全員挙手のため、議案第2号の1件について、原案のとおり 岐阜県知事に進達することと致します。

続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長谷部香織君）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、6ページからになります。

1番の案件

位置図は、17・18ページになります。

申請地は、県立関高等学校の南東390m程に位置する登記・現況地目 畑 2筆合計 594㎡。

農地の区分は、用途地域のため、第3種農地と判断します。

転用の目的は建築物解体業駐車場です。

譲渡人は、高齢になり農地の維持管理が困難となっており、営農規模の縮小を検討していたところ、譲受人との間で売買の合意に至ったと言うもの。

譲受人は、現在、従業員の駐車場として賃貸している土地の賃貸契約の更新に際し、利用中の土地が利便性に乏しいため、本店所在地付近で適当な土地を探していたと言うものでございます。

10月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します

2番の案件

位置図は、19・20ページになります。

申請地は、富岡公民センターの西250m程に位置する登記地目 田 現況地目 畑 150㎡

登記・現況地目 畑 2筆 201㎡ 3筆合計 351㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する10ha未満の農地の区域内であるため第2種農地と判断します。

転用の目的は、建築工事業駐車場でございます。

譲渡人は県外に住んでおり、農業経営が難しいため、譲受人の申し込みに応諾したと言うもの。

譲受人は従業員が4名増加し、駐車場が手狭になっている事や、更に従業員を4名から5名を新規採用する予定がある為、申請地の購入を申し込んだと言うものでございます。

10月17日に 現地を確認したところ、畑で農地性ありと確認しています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

3番の案件

位置図は、21・22ページになります。

申請地は、関市立富岡小学校の西350m程に位置する登記地目 畑 現況地目 宅地 筆95㎡。

登記地目 田 現況地目 宅地 281㎡。 3筆合計 376㎡

農地の区分は、用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。

譲渡人は、譲受人の要望に応じると言うもの。

譲受人は、現在の住まいが手狭であることから、本申請地と隣接する土地と一体的に利用して、自己用住宅を建築すると言うものでございます。

10月17日に現地確認をしたところ、関市平賀第一土地区画整理地区内であるため、すでに宅地となっております。

申請地は、第3種農地であるため転用はやむを得ないものと判断します。

なお、本案件は事変1番と同時許可案件となります。

4 番の案件

議案は7ページ位置図は、23・24ページになります。

申請地は、関市立富岡小学校の西350m程に位置する登記地目 田 現況地目 宅地 2筆合計320㎡。

農地の区分は、用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。

譲渡人は、譲受人の要望に応じると言うもの。

譲受人は、現在の住まいが手狭であることから、本申請地と隣接する土地と一体的に利用して、自己用住宅を建築すると言うものでございます。

10月17日に現地確認をしたところ、関市平賀第一土地区画整理地区内であるため、すでに宅地となっております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

なお、本案件は 事変2番と同時許可案件となります。

5 番の案件

位置図は、25・26ページになります。

申請地は、関市立富岡小学校の西350m程に位置する登記地目 田 現況地目 宅地 116㎡。

農地の区分は、用途地域のため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、自宅への進入路です。

譲渡人は、譲受人の要望に応じると言うもの。

譲受人は、現在使用する自宅への進入路が手狭であることから、譲渡人に本申請地と自己所有する土地を交換し、本申請地を自宅への進入路として利用したいと申出したと言うものでございます。

10月17日に現地確認をしたところ、関市平賀第一土地区画整理地区内であるため、すでに宅地となっております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

なお、本案件は事変3番と同時許可案件となります。

6 番の案件

議案は 8ページ、位置図は、27・28ページになります。

申請地は、上迫間公民館の西960m程に位置する登記地目 田 現況地目 宅地386㎡。

農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地の為、第2種農地と判断します。

転用の目的は、食肉・苗販売業店舗です。

譲渡人は、相続で土地を取得したが、高齢で後継者もない上、会社を経営しており、農業を続けることが困難であると言うもの。

譲受人は、猟師の友人から獣の肉を買い取り、植物の苗と共に販売すると言うものでございます。

10月17日に現地を確認したところ、すでに宅地となっており、始末書が添付されております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

7 番の案件

位置図は、29・30ページになります。

この申請地は令和4年8月5日に農振農用地からの除外が認められております。

申請地は、下有知小学校の北190m程に位置する登記・現況地目 田 2筆合計414㎡。

農地の区分は、水管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね500m以内に2つの教育施設があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、分譲住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望により、土地を売却したいと言うもの。

譲受人は、申請地の近隣に住宅及び、公共施設等があり、建売分譲地に適している為、申請地を購入し、建売分譲をすると言うものでございます。

10月14日に現地を確認したところ、田で農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

8番の案件

位置図は、31・32ページになります。

申請地は、県立関下有知高等学校の西270m程に位置する登記地目 田 現況地目畑264㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の祖母であり、孫が住宅用地を必要としているため、申請地を使用貸借させると言うもの。

使用借人は、現在、市内のアパートに住んでいるが、現住所では手狭であるため、申請地を借り、住宅を建築すると言うものでございます。10月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りを確認しています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

9番の案件

議案の訂正をお願いします。現況地目が宅地となっておりますが、雑種地に訂正をお願いします。

議案は9ページ、位置図は、33・34ページになります。

申請地は、下有知保育園の南東620m程に位置する登記地目 田 現況地目雑種地
2筆合計1,503㎡

農地の区分は、水管、下水道管が整備された道路の沿道で、請地から概ね500m以内に2つの医療施設があるため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、土木建設工事業資材置場・駐車場でございます。

譲渡人は、事業拡張に伴い、工場の建築を目的として申請地を取得したが、クリーニング需要が減少し、業界全体が縮小傾向となり、造成工事まで行ったが、計画がとん挫していたところ、譲受人からの要望で、申請地を譲渡すことにしたと言うもの。

譲受人は、現在、美濃市に資材置場を持っているが、業務の効率化を図るため、本店のある下有知付近で適当な土地を検討していたところ、譲渡人との間で、売買の合意に至ったと言うものでございます。10月14日に現地を確認したところ、雑種地と確認しております。

申請地は、第3種農地であるため転用はやむを得ないと判断します。

なお、本案件は事変の4番と同時許可案件となります。

10番の案件

位置図は、35・36ページになります。

この申請地は令和4年8月5日に農振農用地からの除外が認められております。

申請地は、関市立瀬尻小学校の東390m程に位置する登記地目 田 現況地目 雑種地650㎡。農地の区分は、水管、下水道管が整備された道路の沿道で、請地から概ね500m以内に2つの教育施設があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、貸解体業資材置でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えると言うもの。

使用借人は、自宅兼事務所のスペースでは重機、車両及び資材を置くには狭く、搬入搬送できるスペースを事務所の近隣で探していたところ、使用貸人と解体資材置場として合意に至ったと言うものでございます。

10月14日に現地確認をしたところ、概ね雑種地となっているため、始末書が添付されております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

11番の案件

こちらの案件につきましては欠番とさせていただきます。

12番の案件

議案は、10ページ位置図は、41・42ページになります。

申請地は、関市立瀬尻小学校の北東490m程に位置する登記地目 山林 現況地目 畑 327㎡。農地の区分は、農地の区分は、水管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね500m以内に 2つの教育施設があるため、第3種農地と判断します。

転用目的は一般個人住宅です。

使用貸人は、使用借人である子より、申請地に住宅を建築したいとの申し出があり、貸し渡すと言うもの。

使用借人は、現在アパートに住んでいるが、手狭になってきた為、申請地を土地の所有者である父より借り受け、住宅建築の計画を立てたと言うものでございます。

10月14日に現地を確認したところ、既存の建物の取り壊しがあった為、一部、雑種地のようになっております。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

13番の案件

議案の訂正をお願いします。現況地目が宅地介在畑となっておりますが、畑に訂正をお願いします。位置図は、43・44 ページになります。

申請地は、関市立瀬尻小学校の南490m程に位置する登記・現況地目畑 207㎡。

農地の区分は、用途地域のため、第3種農地と判断します。転用目的は一般個人住宅です。

譲渡人は、高齢のため、耕作・管理をすることが困難となってきた為、売却し、今後の生活資金に充てたいと言うもの。

譲受人は、これから増える家族の為に、住宅を持ちたいと思い、申請地を購入し、自宅を構えたいと言うものでございます。10月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。なお、本案件は事変5番と同時許可案件となります。

14番の案件

議案は10ページから13ページ位置図は、45・46ページになります。

申請地は、船山集会場の北1700m程に位置する登記地目 田 現況地目 山林 19筆2, 637.20㎡。登記地目 畑 現況地目山林 13筆3, 195㎡。

合計 32筆 5, 832.20㎡

農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地のため、第2種農地と判断します。

転用の目的は、植林です。

譲渡人は県外に住んでおり、農地の管理ができないため申請地を無償で譲渡すると言うもの。

譲受人は申請地を譲り受け、獣害により作物が育たない為、申請地に杉を植えると言うものでございます。10月18日に現地を確認したところ、60年程前から植林がされており、始末書が添付されております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

15番の案件

議案は13ページ、位置図は、47・48ページになります。

申請地は、関市役所武芸川事務所の北東520m程に位置する登記地目 畑 現況地目畑482㎡

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する10ha未満の農地の区域内であるため、第2種農地と判断します。

転用の目的は、サテライトオフィス 庭 です。

譲渡人は 高齢で農地の維持管理が困難になってきており、売却を検討していたと言うもの。

譲受人は、サテライトオフィスとして使用できる建物を探していた所、申請地に隣接する土地、建物を購入する事となり、申請地を購入して、庭として利用したいと言うものでございます。

10月14日に現地を確認したところ、畑で農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成すること

が出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

16番の案件

議案及び位置図は、本日配布してありますので、そちらをご覧ください。

申請地は、関市役所洞戸事務所の東330m程に位置する登記・現況地目畑2筆合計363㎡。

農地の区分は概ね500m以内に関市役所洞戸事務所がある農地のため、第2種農地と判断します。

転用の目的は、砂利採取の一時転用です。一時転用期間は、1年です。

使用貸人は、それぞれ関市外に住んでおり、農地の管理が困難になっており、一時的な転用であれば無償でも良いと、使用借人の申し込みに応諾したと言うものです。

使用借人は、砂利採取をする業者であり、申請地で砂利採取をしたいと言うものでございます。

10月17日に現地を確認したところ、7月7日の総会時と状況は変わっておりませんでした。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。場確認をされた、担当地区の委員さんより、ご意見があれば頂きたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

まずは第1地区担当の安田委員、臼田委員さんから、1番の案件から6番の案件につきまして、ご意見や補足説明をお願いします。

はい、安田委員さん。

○1番（安田美雄君）

1番につきまして、すべて建てる場所、向きについては問題ありません。

建築のスケジュールについても問題ありません。転用面積についても問題ありません。

側溝の有無についても、東西に側溝がございました。

既存の駐車場について確認するということですが、現在使用している駐車場は、貸し駐車場となっております。契約が終了するというところでございますが、申請内容とは若干違いまして、貸し駐車場にしている今回駐車場が不足するということですが、そのあたりがわかりませんでした。

何につきましても社員の駐車場として使用されているということですが、

その他、他にも資材置き場として借りているということでしたが、これについては調査できませんでした。

2番の案件につきまして、写真と比べると道路の位置が昔の赤道の関係等ございまして、現地を見てもわからない状態です。現状とは若干違いました。何れにしても駐車場として使用するスペースにつきましては現在青くなっている部分（配布の位置図のマーク部分）であると確認させていただきました。以上です。

○議長（野村茂君）

はい、ありがとうございます。

臼田委員さんよろしいですか。

○2番（臼田 正嗣君）

6番の案件について確認しました。

いつ頃から住んでみえるかについては確認できませんでしたが、車の出入りはできる状態ではありません。

側溝の有無については、縁周りに側溝はあります。

苗を作っているかどうかということですが、写真にある一番手前のハウスで苗木を作ってみえました。

○議長（野村茂君）

はい、ありがとうございます。ただ今の1番から6番の案件について他の委員さんでご意見ございましたらお願いします。

（挙手無し）

よろしいですか。それでは、次に、第2地区の現場確認をされた、山田タツエ委員さん、八代委員さんからご意見を頂きたいと思っておりますので、7番の案件から、9番の案件につきまして、ご意見や補足説明をお願いします。

○9番（山田タツエ君）

はい。7番の案件ですが、現地確認をしたところ、特に問題はありません。すぐ隣の方が土木水利委員の方で、その方にも大丈夫であると確認していただいているということでした。

続いて8番の案件ですが、建物の向き、大きさ、車の出入りはできるかを確認するように市役所から連絡をいただいていたのですが、建物が建つスペースはありました。すでに小屋がありましたが、その小屋はこれからも使うということで、その小屋が建った状態でお孫さんの住宅を建てるということでしたが、住宅が建つスペースは確保されており、問題ありませんでした。以上です。

○議長（野村茂君）

はい、ありがとうございます。

八代委員さん、何かありましたらお願いします。

○10番（八代治郎君）

9番の案件について確認しました。

前も買い手があって、現地を確認しましたが、再度確認に行きました。以前は、この申請地については、雨水を排水するところがないため、（申請者に）どこに流すか確認をしました。その際傍に川があるがそれは用水だから流せないということを強く言いました。そうしたところ、雨水を流すためには遠いところまで排水路を掘ることとなりお金がかかるため断念しますということをおっしゃられました。

今回の譲受人の方は新たな方ですが、近くで土建業をやってみえる方が買われます。県道側にある家も購入され、家を壊し更地になっており、私が確認に行った際も更地でした。排水路ですが、県道の側溝へ流すということで、道路側溝へ流すということであれば大丈夫ということで雨水の排水路については確保できたということです。

すぐ隣に施設がありますが、そこの社長さんに意見を聞きに行きました。譲受人の方も同席し、車庫と駐車場を造る話をしました。施設としては、残土置き場として利用し土が常に山積みになっている状態や土が飛んでくるような状態では困るということでしたが、そのようなことはしないということをお話されました。駐車場や倉庫を建てて、施設には迷惑をかけないという約束をされ施設の社長さんもそういうことであれば問題ありませんと言われました。

近所というとその施設以外にはなく、もう一軒ありますが誰も住んでいないところです。

宅地を購入したことで出入り口もかなり広いので、トラックも出入りできる道ができると思っておりますので特に問題はないかと思っております。

○議長（野村茂君）

ありがとうございます。他にご意見のある委員さんは、挙手にて発言をお願いします。

足立委員さん。

○11番（足立昌人君）

3件ありますので、順番に発言します。

10番ですが、以前から転用の申請が出ていたと思っております。その件につきましては、小瀬の農振の役員の方に確認を取りました。

そうしたところ、申請地周辺は住宅地になっているような地域ですが、建設設業、解体業の資材置場として利用したいという申請がでておまして、徐々にご自身で埋めていかれるということで現場にプレハブ小屋、事務所に当たる建物が置いてあります。

また、申請者の息子が業務を行っているということです。

現在別の場所で資材置場を借りてみえるそうですが、今年中の返却が決まっているようで、申請地を整備して進めていきたいということだそうです。土地は水田でしたが、徐々に埋め立てられて作付けはその当時からされておりません。水路はありますが、雨水をどうするかという話は、周囲の側溝へ流すということです。田んぼの面よりも上に造成されるので土が崩れるなどの対策としては防草シートを張るなどしていただけるよう話をしてきましたということでした。曾代用水にも除外の申請を出しておられるということです。

12番ですが、申請者は、申請者の父の自宅敷地に住宅を建て住みたいということです。取り壊しとなる小屋がありますが、それは農業用の資材をいれるものですが、現在は大々的に農業をやってみえないため、取り壊しがなされても不都合ではないということです。

面積的にもその家屋を建てられても隣地の農地までは距離があります。その場所に入るために普段使っている道路から同じように入っていけるよう予定されています。自動車を停めるスペースも確保されています。付近には今まで畑地として使われていた状況ですので、自然に流れていくというのが現在の使用状況です。

13番ですが、細長い土地ですが道路に面しているところから住宅を建てるということで、ほとんどいっばいに住宅を建てて道路側に車を2台停めるということです。申請地の奥に土地があり袋地になりますが、現在も申請地とその土地とはブロックで分離されておまして、袋地となる土地のさらに奥の家の方が自宅側から利用してみえるため特に問題ありません。雨水についても地下浸透であり、問題ないかと思えます。

○議長（野村茂君）

ありがとうございました。

7番から10番まで、そして12番とそれぞれ現場確認をしていただき、ご意見をいただきました。他にご意見のある委員さんは、挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

○議長（野村茂君）

次に、第4地区・第5地区の現場確認をされた、長尾委員、田下委員さんからご意見を頂きたいと思っておりますので、14番の案件から15番の案件につきまして、ご意見や補足説明をお願いします。長尾委員さんをお願いします。

○16番（長尾始君）

事務局の説明通りです。

○19番（田下喜代君）

特に問題ないかと思えます。

○議長（野村茂君）

ありがとうございました。

それでは私の担当地区であります。16番の案件についても特別意見はございません。他にご意見のある委員さんは、挙手にて発言をお願いします。

(挙手無し)

無いようですので、これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

○9番(山田 タツエ君)

サテライトオフィスとはなんですか。

○事務局課長補佐(山田牧広君)

本店営業所の支店です。社員の方はネット環境が整っていればどこでも仕事ができるため、自然の中にあるところで事務所を購入し、そこで仕事をされるということです。その際の休憩時間のスペースということで庭を作りたいという申請です。

○9番(山田 タツエ君)

分かりました。

○議長(野村茂君)

他に質疑はありませんか。

安田委員さん。

○1番(安田美雄君)

3番～5番の譲受人について、過去に許可された分について申請通り行われていないケースがあるということが以前の総会でも話題になっておりましたが、今回の申請についてはこのまま進めて良いということでよろしいのでしょうか。

○事務局課長補佐(長谷部香織君)

こちらの案件については、区画整理で既に宅地になっているところですが、その関係で名義変更ができない状況でした。今回買い手が見つかり、名義変更をするために必要な手続きということです。

11番の案件は省いておりますが、理由としては、前回、資材置場としてとられたところについて転用目的と違う状況となっているためです。

3番～5番については問題ない案件となりますのでよろしくお願いいたします。

○1番(安田美雄君)

わかりました。

○議長(野村茂君)

他に質疑のある方はみえませんか

(挙手無し)

質疑もないようですので、これより採決します。議案第3号の1番から10番、12番から16番の15件について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手のため、議案第3号の15件について 原案のとおり 岐阜県知事に進達することと致します。続きまして、議案第4号事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長谷部香織君）

議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について。

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は 14ページになります。

1番の案件

位置図は、21・22ページになります。

申請地は、関市立富岡小学校の西350m程に位置する現況地目 宅地 3筆合計376㎡

農地の区分は、用途地域のため、第3種農地と判断します。

変更内容は、転用事業者と転用目的の変更です。

当初事業計画者は、宅地分譲（2区画）を計画したところ、西側隣接地の所有者より、本申請地の一部を自宅への進入路として利用するため、自己が所有する土地と交換して欲しい旨の要望を受け、その要望に応える事にしたところ、当初の事業計画の1区画の面積が変更する事となりました。

その後、継承者より、本申請地を譲り受け、隣接する土地と一体的に継承者の自己用住宅敷地として利用したいとの申し出を受けた為、事業計画変更の申請を行うものです。

事業計画変更申請者は、現在の住まいが手狭であるため、本申請地を買い受け、隣接する土地と一体的に自己用住宅敷地として利用したいというものであります。

なお、本案件は、5条3番と同時許可案件となります。

2番の案件

議案は15ページ、位置図は、23・24ページになります。

申請地は、関市立富岡小学校の西 350m程に位置する現況地目 宅地 2筆合計 320㎡。

農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

変更内容は、転用事業者と転用目的の変更です。

当初事業計画者は、宅地分譲（2区画）を計画したところ、西側隣接地の所有者より、本申請地の一部を自宅への進入路として利用するため、自己が所有する土地と交換して欲しい旨の要望を受け、その要望に応える事にしたところ、当初の事業計画の1区画の面積が変更する事となりました。

その後、継承者より、本申請地を譲り受け、隣接する土地と一体的に継承者の自己用住宅敷地として利用したいとの申し出を受けた為、事業計画変更の申請を行うものです。

事業継承者は、現在の住まいが手狭であるため、本申請地を買い受け、隣接する土地と一体的に 自己用住宅敷地として利用したい というものであります。

なお、本案件は、5条4番と同時許可案件となります。

3番の案件

位置図は、25・26ページになります。

申請地は、関市立富岡小学校の西350m程に位置する現況地目 宅地 116㎡。

農地の区分は、用途地域のため、第3種農地と判断します。

変更内容は、転用事業者と転用目的の変更です。

当初事業計画者は、宅地分譲（2区画）を計画したところ、西側隣接地の所有者より、本申請地の一部を自宅への進入路として利用するため、自己が所有する土地と交換して欲しい旨の要望を受け、その要望に応える事にしたところ、当初の事業計画の1区画の面積が変更する事となりました。

その後、継承者より、本申請地を譲り受け、隣接する土地と一体的に継承者の自己用住宅敷地として利用したいとの申し出を受けた為、事業計画変更の申請を行うものです。

事業継承者は、現在の住まいが手狭であるため、本申請地を買い受け、自宅への進入路として利用し

たいと言うものであります。

なお、本案件は、5条5番と同時許可案件となります。

4番の案件

議案の訂正をお願いします。その他欄の5条10番と同時許可案件となっておりますが、5条9番と訂正をお願いします。

議案は16ページ位置図は、35・36ページになります。

申請地は、関市立瀬尻小学校の南西390m程に位置する現況地目 雑種地650㎡。

農地の区分は、水管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね500m以内に2つの教育施設があるため、第3種農地と判断します。

変更内容は、転用事業者及び、転用目的の変更です。

当初事業計画者は、事業拡張に伴い工場の建築を目的として、申請地を取得したが、クリーニングの需要が減少し、業界全体が縮小傾向になったため、造成工事まで行った所で計画がとん挫したと言うもの。

事業継承者は、現在美濃市に資材置場を所有しているが、業務の効率化を図るため、本店のある 下 有知付近で土地を探していた所、当初事業計画者との間で売買の合意に至ったと言うものでございます。なお、本案件は5条9番と同時許可案件となります。

5番の案件

議案の訂正をお願いします。当初事業計画 左側の転用面積ですが、207㎡ はなく、213㎡ が当初許可面積となっておりますので、訂正をお願いします。

なお、現在の面積は207㎡ですが、これは道路拡幅の公共事業に伴い、当初の面積から減少しております。

もう一か所ですが、その他欄の5条14番と同時許可案件とありますが、5条13番と同時許可案件と 訂正をお願いします。

位置図は、43・44ページになります。

申請地は、関市立瀬尻小学校の南490m程に位置する現況地目畑 207㎡。

農地の区分は、用途地域のため、第3種農地と判断します。

変更内容は、転用事業者及び、転用面積の変更です。当初事業計画者は、申請地にて一般個人住宅を建築し、市内から転居する計画で5条許可を取得しましたが、住宅建築の必要性や、資金面において、今一度再考すべき点があり、住宅の建築を中止した と言うもの。事業継承者は、これから増える家族のために住宅を持ちたいと思い、住宅地を探していたところ本申請地を売却したい旨であることを知り、購入し、自宅を構えようと考えたと言うものでございます。

以上、5件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員さんは 挙手にて、発言をお願いします。

（挙手無し）

○議長（野村茂君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（挙手無し）

○議長（野村茂君）

質疑もないようですので、これより採決します。議案第4号の5件について、原案のとおり、岐阜

県知事に進達することに 異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長 (野村茂君)

全員挙手のため 議案第4号の5件について原案のとおり 岐阜県知事に進達することと致します。

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐 (長谷部香織君)

報告1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

農地法第18条第6項の規定による届出について、賃貸借設定した土地の合意解約の届出がありましたので、報告させていただきます。

1番の案件

議案は 17ページ になります。届出地は、 下之保 地内の田 958 m²
賃借人は、 ○○○○ です。合意解約成立日は、令和4年9月14日です。

○議長 (野村茂君)

報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりです。

次に、報告第2号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について を議題とします。
事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐 (長谷部香織君)

報告第2号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断についてを報告します。

議案は18ページになります。

行政書士等から、山林化されている農地などの現況を確認し、非農地判断をして欲しいと依頼のあった土地について、農業委員会事務局にて現場確認を行いました。

その結果、植林ではなく農地を放置した事により、雑木が生え、山林化された土地について、農地台帳から削除すると言うものでございます。

議案の現況地目がすでに、山林・原野となっておりますが、この地目は、税務課のデータを引用しており、税務課においても、現況が山林化されていると確認しているものであります。

事務処理としましては、10月11日と19日に現場確認をし、農業委員会事務局内で決裁を取り、その後、岐阜県知事、岐阜地方法務局美濃加茂支局長、市役所税務課長、所有者に対し、非農地通知書を送付しています。

この非農地通知書を添付し、法務局に申請することにより、登記簿に記載されている農地から、山林等に地目変更をすることができます。地区は、倉知地区1筆、市平賀地区2筆合計3筆です。

以上 3件を報告させていただきます。

○議長

報告第2号につきましては、事務局の報告のとおりです。

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

○職務代理（閉会挨拶）

午前11時50分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

_____ (印)

3番

_____ (印)

4番

_____ (印)